

## [第317回朝食会結果]

企業において労働力確保が喫緊の課題となっていることから

横浜システム工学院専門学校キャリアセンター長 梶野 恭久氏  
(公財)産業雇用安定センター神奈川事務所副所長 菅野 公将氏  
横浜公共職業安定所職業外国人労働者専門官 南端 真一氏  
横浜市就職サポートセンター(株式会社パソナ) 宮浦 慶一氏

の方々に説明いただきました!

7月に入っても雨が降り続く、7月16日(土)3連休にも係らず41名の出席で開催されました。開会に先立ち、加藤会長より「本日は雇用機会を提供頂いております4社1校の方々ご説明を頂くとこの事でありがとうございます。みなと工業会としても昨年前半頃から横浜市、市工連の問題に関する施策と併せ、我々も会員のためにどのような角度で応援できるかという事で本日お呼びしており、昨今、雇用の問題、働き方改革が大きな問題となっておりますが、きちっと対応していかなければならず、今年は、これらに焦点を当てていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します」と挨拶され、事務局より連絡事項を報告し本題に入りました。



留学生の採用を予定される企業様より求人情報を頂き個別に学生に紹介します!

横浜システム工学院専門学校キャリアセンター長 梶野 恭久氏

私からは、外国人留学生の就職状況および留学生の採用にまつわる問題・課題について紹介させていただきます。

外国人の定義は入管法の第2条に「日本国籍を所有しない者」と規定付けられており、日本に居住するためには在留資格が必要となります。在留資格がない状態で日本に在ると不法滞在、在留資格がない状態で就労すると不法就労として違法行為となります。

在留資格は昨年までは27種類でしたが、4月から新たに「特定技能1号・2号」が追加され、現在は28種類となっています。在留が許可された方には「在留カード」が発行され、所有している資格が記載されています。なお、在留資格は同時に2つ以上併せ持つことは出来ません。

どのくらいの外国人が日本に在留しているかという点について、法務省統計局の資料では、2018年現在2,731,093人、前年より169,245人増となっており、過去最高の人数です。なお、2013年と比較するとこの5年間で32%増となっています。

出身国別で見ますと、中国が764,720人と多いのですが、2008年と比較するとベトナムが330,835人(+816%)、ネパールが88,951人(+770%)と非常に多くなっており、本学の入学者についても同様の傾向が見受けられます。

在留資格の種類別に見ますと、「留学」の資格で在留する者が33万人、卒業後に就職のために在留した際に許可される「技・人・国」の資格で日本に就職をする22.5万人となっています。

都道府県別で見た場合は、東京が一番多く567,000人(21%)、神奈川県は218,946名(8%)と非常に多くの外国人が住んでおり、5年前と比較しますと約32%増えています。また、神奈川県の中で横浜市に住む外国人の割合は47%と、ほぼ半数が居住しています。

在留資格のうち、就労に関連する資格として幾つかご紹介したいと思います。

日本に住む留学生が就職する場合は、先ほど申しましたとおり、ほとんどの場合は「技術・人文知識・国際業務」(技・人・国)の在留資格を取得しており、2017年度は91.4%となっています。仕事の例としては、エンジニア、SE、営業、マーケティング、経理、法務、貿易、広報、通訳・翻訳、語学教師、料理人などです。

また、「技能実習」の資格で就労する外国人も多くいます。本来ならば、農業、漁業、製造業等



において、日本の技術や知識を習得し、母国の発展に役立てることが目的ですが、実態としては、低賃金による労働力の確保、過酷な環境の中で長時間働かされているというような例が問題になっています。

留学生に特徴的な在留資格として「資格外活動」があります。留学生は本来、学修を行うことが主な目的ですが、



一方で生活費や学費を工面するため、就労時間に制限を設けて就労することが認められています。このときに許可される資格が「資格外活動」です。認められた場合は、学生が所持する在留カードの裏面に『資格外活動取得者』が印字してあります。コンビニエンスストアや居酒屋等でアルバイトをしている留学生はこの在留資格の許可を得て就労しています。

アルバイトで学生を雇用する時は、この資格がない学生の場合は不法就労となりますのでご注意ください。

「特定活動」は、色々な種類がありますが、例えば、アマチュアスポーツ選手、ワーキングホリデーやインターンシップなどで来日する場合など、個別に法務大臣が許可するものです。

最近、ニュースなどで「特定技能 1 号、2 号」のことが紹介されますが、今年の 4 月から新たにスタートした資格で皆様も関心をお持ちかと思えます。

この資格は日本語能力試験の N 4 と各業界の技能試験に合格すれば、海外から直接雇用することも可能で、非常に注目を集めている資格です。

**海外からの直接雇用よりも、日本社会との接点を肌で感じる経験を持つ留学生を雇用されることが望ましいのではないかと考えております！**

話は変わりますが、現在、日本には 33 万人の外国人留学生が住んでおり、その殆どが日本での就職を希望していますが、実際に就職できる者は 3 割程度に過ぎません。留学生の就職状況が芳しくない理由を企業の皆様に向うと、外国人が職場に入るとどういった現象が起きるのか漠然とした不安が拭い去れないという不安があると向うことがよくあります。

具体的には、言葉は通じるだろうか、漢字が読めるだろうか、日本人の考え方や仕事のやり方を理解しているだろうか、というようなこととなります。こういう不安をお持ちのようでしたら、海外からの直接雇用よりも、日本の学校で日本語の習得に励んで、アルバイト等を通じて日本社会との接点を肌で感じる経験を持つ留学生を雇用されることが望ましいのではないかと考えております。

次に、横浜システム工学院専門学校についてご紹介させていただきます。現在 2 年生は 196 名おり、そのうち留学生が 178 名と 9 割を占めております。卒業後の進路については、先ほど留学生のうち日本の企業に就職する割合は 30%程度であると申しましたが、本学の場合、就職率は約 7 割となっています。また、どのような仕事に就いているかという点については、別紙の通りで多岐にわたります。留学生は就職する際、入管に在留資格変更の申請手続きを行なうこととなりますが、整える書類は複雑で、書き方も入管に理解してもらうような内容にする必要があります。

本学では、在留資格変更手続きについて、みなと工業会の会員として行政書士事務所を運営されておられる長谷川幸子先生に協力いただき、適切に対応できるよう準備を進めたいと考えております。皆様方におかれましても、外国人の採用に際しては、行政書士の先生とタイアップされて手続きを進められることを勧めいたします。

最後に、みなと工業会会員企業様と本学との連携に関し、次の 4 点についてお話をさせていただきます。

①求人のご紹介 留学生の採用を予定される企業様より求人情報を頂戴し、個別に学生に紹介します。

②本学での企業説明会 採用をご検討いただく企業様については、本学にご来校いただき、事業

内容や採用情報等をご紹介いたします。受験希望の学生には、校内にて筆記試験、面接等を実施することも可能です。

③**インターンシップの受入れ留** 学生に仕事の実際を体験してもらうため、インターンシップの受入れ企業様を探しています。日数は、授業期間中であれば1日～3日程度が妥当です。

④**授業での講師** 本学の授業で外部講師としてご協力いただければ幸いです。業界説明や仕事の実際について講義いただきます（授業は日本語で大丈夫です。授業回数や日程については別途調整します）。

是非ともご協力をお願い致します。本学学生が就労可能と思われる仕事内容を別紙に紹介しましたのでご参照ください。今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

**〔本学の学習内容と関係があると思われる仕事〕**

業 界	仕 事 内 容
IT	SE、NE、PG、システム運用管理・保守、評価テスト、ホームページ作成・メンテ
運輸	海外の取引先との折衝、貿易に関する事務、通関業務
飲食、フードサービス	マーケティング、店舗管理（コンビニに等売り場面積が小さい店舗の場合は1店だけの管理でピザ所得は困難、複数店舗を管理し店舗とは別に事務所を構えていることが必要） 外国人従業員の教育指導、母国語による業務マニュアル作成、ホームページによる広報、通信販売、海外進出に伴う業務
小売	外国人向けの母国語による販売・サービス、ホームページ等での広報、マーケティング、海外進出に伴う業務 *家電製品、携帯電話、食品、スーパー、インテリア等の販売
卸売	海外拠点との折衝、海外進出に伴う業務、マーケティング
ホテル	フロント業務を行なう場合は外国人の利用者が多いことや知名度、規模（部屋数）が必要。フロントの他に予約管理、マーケティング、宿泊プランの企画立案、外国の旅行会社との折衝、ホームページによる広報
食品製造	外国人労働者の管理、業務指導、マーケティング、海外進出に伴う業務
製造業	海外拠点との母国語による業務、マーケティング、営業、海外進出に伴う業務
不動産	外国人向けの不動産賃貸仲介・売買（店舗での対応）、契約書締結、入居手続き、ホームページによる物件紹介、マーケティング
建設	海外拠点との母国語による業務、マーケティング、営業
金融・保険	外国語による契約、事務
人材派遣	営業、登録者（特に外国人）の対応・管理、HPによる広報
団体	技能実習生の教育・指導及び管理
旅行	外国人向けの旅行斡旋・手続き代行、営業
映像・音響	コンテンツ制作

**〔連絡先〕**

住 所 〒241-0826 神奈川県横浜市旭区東希望が丘 128 番 4

担 当 横浜システム工学院専門学校キャリアセンター 梶野 恭久 (ハ/ヤシサ)

電 話 045-367-1881 (代) FAX 045-366-3633

E-Mail yasuhisa\_hano@yse-c.net



## 経験豊かな人材を欲しいということでしたら、ご要望に応えられると思います!

### 公益財団法人産業雇用安定センター神奈川事務所副所長 菅野 公将 氏



私共は、公益財団法人産業雇用安定センターと申しまして、代表者は矢野でございます。横綱審議会の委員長をしております。理事長の太田は厚労省の出身であり、本部は江東区にあります。

30年まえに設立されまして、基本財産産出損団体は、造船、鉄鋼、銀行協会、自動車、電機工業会、セメント等こうした工業会からの産出を頂いております。全国47都道府県、県庁所在地に事務所を構えておりまして約670名が働いております。神奈川事務所は総勢23名で神奈川県下11万社の企業様を対象とさせて頂き、各企業様を訪問させて頂いております。

当センターの事業としましては、求職者の方々をセンターに登録頂き、その方々に求人のご紹介をしております。また、企業様のご仲介として企業間の出向という橋渡しをしております。厚労省から補助金を頂いておりますので、ご紹介等の業務につきましては、無償にてご紹介等しております。またその他セミナー等の事業も実施しております。

実績ですが、送出(求職者)情報と致しましては、13,000人から14,000人の方々の就職のお世話をしており、そのうちの7割くらいの方を次の職場に就職して頂いておりますが、主に、早期退職をされた方々のお世話をしておりますので、40代以降の方々が多くございます。

また、4年前からは、60歳以上の方々の就職のお世話を致しますキャリア人材バツ事業を開始しております。

近々の神奈川県は、昨年から電気関係大手企業数社の就職のお世話をしており、今、現在全国で、1万人の方々のお世話をしております。今年度は、流通関係の企業が9月末で閉店となることから、その方々のお世話と半導体関係の方々の就職のお世話をするための活動を行っています。また、出向についてですが、神奈川県には自動車関係の企業もありまして、その企業様にも人材を紹介しております。北海道の北見市と連携致し、冬季の企業間の出向のお手伝いもしております。

ご要望があれば、みなと工業会を通じて、また、直接でも連絡して頂ければ、担当者を決めまして人材をご紹介したいと思います。経験豊かな人材を欲しいという企業様にも人材をご紹介していきたいと思っております。

[連絡先]

住 所 〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-1 横浜関内地所ビル3階  
電 話 045-680-1231 FAX 045-681-0240

## 一度、外国人の方にも視野を向けて見たいという場合はご相談ください!

### 横浜公共職業安定所職業相談第三部門外国人労働者専門官 南 端 真 一 氏

最新の雇用情勢ですが、先月末に完全失業率が総務省から発表されております。5月は2.4%と4月と同じ値でした。失業者は42人に1人の割合です。併せて、厚生労働省から有効求人倍率が発表されております。

国全体で1.62倍、県内1.19倍と1倍を超えており、100人仕事を探している方がいますと、約160人分の募集が出ていることになり、人手不足感が読み取れます。

このような人手不足状態を解消するための施策の一つとして、「特定技能」制度と言う新たな在留資格制度がスタートしております。

4月に始まりましたが、但し、まだこの在留資格の方を窓口で担当したことはありませんので、本格始動にはもう少し先かと思われます。

外国人雇用は、在留カードを持っている方を外国人労働者として位置づけています。その在留資格につきましては、まず就労ビザと呼ばれる、就労目的の在留資格があります。対象は教授などの専門職のみとなっております。

また、「身分ビザ」と呼ばれる身分に基づき在留する方々、永住者、日本人の配偶者等、定住者などには就労制限はありません。その他、技能実習生や特定活動在留資格、更に、原則として就労は認められない留学生と家族滞在も、許可を得れば一週間に28時間限定にてアルバイトは可能です。



ちなみに、ダブルワーク等全てを含めて週 28 時間です。

このように在留資格を大きく分類するとこの 4 タイプに分けることができます。現在の外国人労働者の実態としては、(昨年 10 月時点の統計ですが) 外国人労働者は、国全体で約 146 万人。うち 3 分の一を占めているのが永住者等の身分ビザの方々、次いで多いのが留学生の資格外活動許可を得て働いている方が 24%、続いて、技能実習生 21%、最後に就労ビザ 19%となっており、就労ビザよりも原則就労不可の留学生等が多いというねじれ現象が発生しております。

雇用をする際に気をつけなければならないことは、不法就労にならないような雇い方をするという点です。職種や在留期間を超えないよう留意してください。

また、留学生の場合は学生の身分を失った時に就労許可が無効になってしまうため、学生であることを把握する必要があります。

### 外国人雇用を検討したいという場合は、ぜひ求人票を作成する窓口にご相談ください！

雇い入れる方法としては、技能実習生のように定められた団体を通さなければならない場合もありますが、知人の紹介やフリーペーパーなど、日本人を雇う場合と同じ方法も可能です。ハローワークでは、日本人と同様に既存の求人票を出して頂き、その求人に紹介するという方法です。

但し、障害者専用求人のような外国人専用の求人はありません。表記は、公正採用選考の観点から特定の外国人を条件とするような表記は出来ませんが、必要な能力として特定の言語を記載する方法は可能です。外国人雇用を検討したいという場合は、ぜひ求人票を作成する窓口にご相談ください。

加えて、今回新制度が適正に利用されることを目的として従来の指針を一部改正しました。差別禁止、労基法遵守、社会保険の適正加入などを示しております。

届出に関してですが、外国人を雇用した場合には、アルバイト、正社員を問わずハローワークへの届出が義務となります。

今後は、労働人口の減少に直面することになり、人が増えていた当時のモデルが当てはまらなくなってくると思われます。外国人労働者だけでなく、高齢者、障害者の方など、幅広く仲間として受け入れてゆくことが常態化してゆくでしょう。「共生」というキーワードをイメージしてゆく時、外国人雇用のノウハウが問題解決のきっかけになればと願っております。

[連絡先]

住 所 〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル

担 当 横浜公共職業安定所職業相談第三部門外国人労働者専門官 南端 真一(なんばしんいち)

電 話 045-663-8609(44#) FAX 045-671-0055

## インターン実習生が職務体験させて頂き、その間に企業様と実習生が、その体験を通じてミスマッチの少ない採用に結びつく機会をつくっています！

### 横浜市就職サポートセンター(株式会社パソナ) 営業 宮浦慶一 氏

横浜市経済局雇用労働課の事業で、(株)パソナが事業委託をされて運用しております。横浜市民の就労支援窓口として平成 26 年から開設をしております。

今年で 5 年目になりますが、今までに、個別相談や就職支援セミナーの参加者が 5 年間で約 13,000 人、横浜市内と狭い地域になるのですが、5 年間で 776 名の就職決定者が出ています。そういった、横浜市内で就業を希望されている横浜市民のお手伝いをさせて頂いております。

みなと工業会さまが参加されている横浜市工業会連合会様とは開設以来連携させて頂いております。5 年間で 41 社に 60 名様が就職しております。

みなと工業会の企業様では 2 社に採用いただいておりますが、私共に参加いただいております工業会様の中では、参加企業様が少ない工業会ですので、これをきっかけに。是非、企業登録をして頂ければと思っております。横浜市の事業ですので、企業様に金銭的なご負担をかけることは一切ございません。

就職サポートセンターの事業内容としては、4 つ柱があります。1 つは、個別相談、これは私共に登録頂いた就職希望者を私共の相談者 4 名が、求職者に、どういう所に就職したいのか、どういう準備が必要か、どういう対策をしなければならぬか等、個別で相談をして最終的に就業に結びつける、カウンセリング相談と言うものがあります。



2つ目は、横浜市民の方ならば何方でも参加頂けるセミナーがありまして、一般的な就職に関する知識、履歴書の書き方、面接の時にどういう服装、化粧をすれば好感度を与えらるか、そんなセミナーも含めて月に5~6本開催しており、昨年は1,500名が参加頂くなど人気のプログラムです。

**18歳~39歳、若年者、再就職を希望する女性、40歳~59歳、再就職や転職を考えている男女、その2つの年代をインターン生として採用して企業様にお送りさせて頂いております！**

3つ目の柱、インターンシップですが、18歳~59歳迄の方が参加いただけます。これは、登録頂いた企業様に、インターン生が就業を希望する企業様に実習生として業務実習をする為にお送りさせて頂きます。(インターン生は年齢18歳~39歳までが年間約80名、40歳~59歳迄の方が年間20名、合計100名を採用)最大10日間までは横浜市から1日2000円、交通費などになるかと思いますが支援金を支給して、事業内容も含めて就業体験させて頂き、その間に、実習生はその企業が自分にとって勤めたい企業か、企業様はその実習生が会社にとって役に立つかどうか、その見極めをして頂く、双方にとってマッチングをするような機会をつくっているというのがインターンシップになります。

18歳~39歳までが、若年者(新卒者を含めた第二新卒と、一度会社に勤めて辞めた方)と、子育てとか介護で辞められて、もう一度勤めたい再就職を希望する女性の2種類あります。40歳~59歳は、再就職や転職を考えている男女です。その2つの年代をインターン生として採用して企業様にお送りさせて頂いております。(インターンシップは、人材紹介ではありません)

最後に、シニア向けとして、60歳以上の就業に向けた就職プログラムも行なっております。これは、60歳以上の方に向け、60歳以上の就労をさせて頂く企業様の説明会をさせて頂くプログラムですが、これは、年間で3回実施して50名~60名のお世話をさせて頂いております。

また、プログラムを実施して、就職者を増やすだけが目的ではなく、就職した後、長く勤めていただけることを大切にしております。インターン生については、1・3・6ヶ月目と1年後に個別に連絡をして現状の問題点などをヒヤリングして、其処を改善するようなアドバイスを行っております。

その結果として、インターン生で過去5年間の就職決定者で、男性の離職率は約10%、女性では約20%ですので、通常の定期採用ですと大体30%位が辞めるのが常識ですから、それに比べて定着率が高いことがメリットと言えます。

採用された企業様からもインターンを行なうことによって社内が活性化する、きちんとした採用活動が出来るというありがたい言葉も頂いております。

サポートセンターとしては、引き続き市内の企業様と連動しながら企業の人材確保を目指して活動していきたいと考えております。ご希望ありましたら、連絡表でファックスを送って頂ければ説明をさせて頂きますのでよろしくお願い致します。

(朝食会出席されていない企業様は同封のパンフを参照ください)

住 所 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル16階(株)パソナ内)

電 話 045-548-3132(お問い合わせ) FAX 045-314-2207

担 当 宮浦、川上

